

『東大和市公共施設等総合管理計画』（案）に対する パブリックコメントの結果について

東大和市における公共施設やインフラ施設等に関して各種基本方針等を記述した、『東大和市公共施設等総合管理計画』（案）について、パブリックコメントを実施したところ、次のとおりの結果となりました。

1 提出した市民等の数及び提出された意見の数

5人 8件

2 意見の提出期間

平成28年9月1日（木）から平成28年9月30日（金）まで

3 提出された意見の要約及び意見に対する市の考え方

別紙のとおり

パブリックコメントで提出された意見の内容及び市の考え方について

(別紙)

| 提出者 | 意 見 | 意見の要約 | 市の考え方 |
|-----|-----|--|--|
| 1 | 1 | <p>総量と配置の適正化を踏まえて掲げる目標縮減率の対象が、なぜ建築系のみなのか。道路・公園等の廃止見直しもあるはずで、インフラ系も含めるべきではないか。</p> <p>また、縮減率ありきではなく、まず利用稼働のある施設の稼働状況を調査・分析し、次に必要性等の是非を判断すべきではないか。</p> | <p>建築系の公共施設の目標縮減率は、人口動向や適正配置に留意しながら計画的に総量を縮減するための指標として設定しました。一方で、道路、橋りょう、下水道、公園等のインフラ系の公共施設は、生活基盤となる施設が中心を占めていることから、通常はたとえ利用が少数となつても廃止することが著しく困難であるため、数値目標に基づく計画的な総量の縮減対象からは除きました。</p> <p>ただし、インフラ系の公共施設についても、個別具体的な検討によつては、市民の皆様への生活への影響等を勘案したうえで、縮減の対象となりうることもあるものと考えています。</p> <p>また、数値目標の実現にあたっては、36頁、公共施設等三原則を踏まえた「建築系の公共施設に係る基本方針」の方針7に、「現状の利用者数や稼働率…利用実態に応じた見直しを図り」とその考え方を明記しています。</p> |
| 1 | 2 | 市民センター・公民館・児童館・老人福祉会館等の複合建物や、駅前広場の管理は所管部署が異なつており、行政サービスが非効率になっている。施設のハード面のみではなく、運営などソフト面の整理統合の観点を加筆すべきではないか。 | ご意見にある運営面の改善は、36頁、公共施設等三原則を踏まえた「建築系の公共施設に係る基本方針」の方針8に、「異なる所管や用途の施設であっても横断的に連携を図り、利用者や利用団体に求められるサービスに柔軟に対応できる体制づくりを目指します。」のように明記しています。 |

| 提出者 | 意 見 | 意見の要約 | 市の考え方 |
|-----|-----|--|---|
| 2 | 1 | <p>今回の計画は国からの要請ということだが、「東和市公共施設等総合管理計画（案）」は具体的な計画ではなく意見が述べにくい。</p> <p>「行動計画（アクションプラン）における事業のうち、市民生活に影響の大きい事項についてはパブリックコメント等を通じて市民意見の把握と反映に努めます」とあるが、どの事業が対象になるのか明記してほしい。</p> <p>パブリックコメントに参加しやすくなるよう工夫し、丁寧に進めることを希望する。ホームページがすぐに閲覧できるよう、バーコードを記載するような配慮が欲しい。</p> | <p>公共施設等総合管理計画は、40年にわたる長期の計画とし、個別施設の方向性を記載するものではなく、市の現状と課題を踏まえて、公共施設等に係る長期的な管理に関する基本方針を定めるものです。</p> <p>「行動計画（アクションプラン）」における事業について、本計画（案）で具体的に示していないことから、市民生活に影響の大きい事項については、明記することはできません。</p> <p>パブリックコメントの実施については、市報、市公式ホームページに掲載しています。</p> <p>なお、市公式ホームページに掲載している情報を市報でお知らせする場合、原則としてQRコードは使用していません。</p> |
| 2 | 2 | <p>42頁の統合や廃止に係る手法採用のフロー図で、「サービスの必要性」という項目があるが、「高い」「低い」という選択肢では、地域コミュニティの価値を見落としまわないか。</p> <p>地域のコミュニティは、子育てのセーフティーネット・高齢社会の助け合い・災害時の互助など、目には見えにくいが大切な役割を果たしており、これが一度壊れてしまうと、育てるには時間も費用もかかる。例えば「サービスの必要性・地域コミュニティの拠点としての重要性」というように、フロー図に視点を加えてほしい。</p> | <p>公共施設等が地域コミュニティにおいて重要な位置づけを有している面があることは十分認識し、公共施設等総合管理計画の内容においても取り上げています。例えば、「7頁・主な施設の配置状況」及び「16頁・町丁目別の人口総数及び町別の将来人口推計」を踏まえつつ、「36頁・方針5」のとおり、地域の中核となりうる施設の今後の在り方について記載しています。</p> <p>42頁に掲載した「統合や廃止に係る手法の採用を検討する際のフロー図」においては、「サービスの必要性」の判断において、地域コミュニティにおける位置付けや利用者の方にとっての存続の必要性等を含めた判断を行うことを考えています。</p> |

| 提出者 | 意 見 | 意見の要約 | 市の考え方 |
|-----|-----|--|--|
| 3 | 1 | 「東大和市公共施設等総合管理計画」（以下「計画（案）」という）を策定すべき背景、必要性等は十分理解できるが、策定の経緯、手法等が記述されていない。委託の内容等も含めて、策定過程を記述すべきと考える。 | ご意見を踏まえて、公共施設等総合管理計画の策定にあたっては、策定過程等について、巻末資料に掲載します。 |
| 3 | 2 | <p>計画（案）第4章第2項において、施設類型ごとに記載している②公共施設等の管理に関する基本的な考え方の記述にバラツキがある。</p> <p>本来、これらの公共施設の管理運営等のあり方については、市民ニーズを十分把握し、様々な意見を踏まえ、市民の合意を得ながら進めていくことが大原則であると考える。</p> <p>本計画（案）でもこの点を明確に述べるとともに、今後策定する各施設の行動計画（アクションプラン）においても、このことを大原則としてほしい。</p> | <p>市民の皆様に各方針をわかりやすく正確にご理解いただくために文章の精査をします。</p> <p>公共施設等総合管理計画は、市民の皆様との情報共有を図り、必要に応じてご意見等をいただきながら策定し、今後の施策の検討や実施に活用するものであると考えています。32頁の「全庁的な取組体制及び情報管理・共有方策」の第2項③においても、「行動計画（アクションプラン）における事業のうち、市民生活に影響の大きい事項についてはパブリックコメント等を通じて市民意見の把握と反映に努めます。」と明記しています。</p> |

| 提出者 | 意 見 | 意見の要約 | 市の考え方 |
|-----|-----|---|--|
| 4 | 1 | <p>市民説明会では、調査結果や計画の説明を、容易に理解することができた。</p> <p>市民の意見を求めたり、意識を高める機会になっているパブリックコメントはとても良い取り組みを感じている。パブリックコメントを行っていることを広く周知させることはできないか。市報に掲載してあっても周囲では気が付いていない方が多い。</p> <p>将来の東大和のためには今どう動くかが大事である。未来をイメージすることが体験できるような勉強会や、学習会を受講したい。</p> <p>公共施設を所管する各部署の関係者及び専門家、そして興味ある市民で、一緒によりよい方法を考えることのできる会を発足してほしい。</p> | <p>この計画は市民の皆様の生活に係る重要な計画であると認識していますので、より一層市民の皆様に計画の目的や内容等をわかりやすく正確に伝え、活発なご意見を提供いただけるように引き続き努めます。</p> <p>パブリックコメントは、「東大和市パブリックコメント実施要綱」に基づいて実施しています。</p> <p>公共施設等総合管理計画は長期にわたる計画ですが、市民の皆様そして将来の市民の皆様に係る計画であることを再認識し、市民の皆様との意見交換や活発なご意見を提供いただけるような工夫を取り入れたいと考えています。</p> <p>32頁、第2節第2項 ③に、「市民意見の把握と反映に努める」ことを明記しています。なお、計画を進めていく過程では、必要に応じて府内横断的な検討、有識者や専門家、市民の皆様を交えてのご意見を伺ったり、知見をお借りしたりする機会もあるものと考えています。</p> |

| 提出者 | 意 見 | 意見の要約 | 市の考え方 |
|-----|-----|--|--|
| 5 | 1 | <p>公共施設等のサービス機能は複雑であり、サービス機能を詳細に把握しなければならない。サービスを享受すべき市民側からみた現状を把握し、計画段階において適切なものにしなければならない。人口減少・高齢社会の到来、税収の減少を踏まえ、維持管理費の縮減はやむを得ないが、何を、いつ、どの程度に実施するかは難しい判断になる。</p> <p>市長を補佐する専任部署として、有識者、市会議員、市民等とで構成する「公共施設等のサービス機能に関する評価委員会」の設置を希望する。この評価委員会は、第3章、第8節フォローアップの実施方針にも関わり、PDCAのマネジメントサイクルを適切に回すために、庁内の各関係組織の全マネジメントサイクルを統合的にマネージする組織としても機能させる。</p> <p>公共施設等に限らず、庁内のあらゆる組織のマネジメントのツールとして、マネジメントサイクルを活用することを望む。</p> | <p>今後策定する個別施設計画においては、より実効性のある計画期間を設定し、社会情勢等の変化を可能な限り反映させつつ、実態に即した計画となるように策定する考えです。</p> <p>43頁の「第8節フォローアップの実施方針」に記載したいわゆるPDCAサイクルは、ご指摘のとおり、各実施主体の自覚と責任を明確にして、適切な進捗管理を行い、計画を実効性のあるものとするために必須の手法であると認識しています。</p> <p>進捗管理の方法としては、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針等を充実・精緻化することに、固定資産台帳等を利用していくことが望ましいものであると「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（平成26年4月22日総務省）に記載されています。</p> |